

名古屋高等裁判所金沢支部 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消等請求、損害賠償請求控訴事件

国側当事者・国(魚津税務署長)

平成31年1月16日棄却・上告

(第一審・富山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年7月18日判決、本資料268号-66・順号13171)

判 決

控訴人	A
被控訴人	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	魚津税務署長 瀬戸 邦雄
同指定代理人	岡部 直樹
同	田中 義人
同	栗津 秀平
同	伊藤 友久
同	大豊 一郎
同	谷口 京介
同	近吉 康司
同	佐藤 彰洋
同	勝森 剛
同	藤井 義仁

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 魚津税務署長が控訴人に対して平成27年9月30日付けでした、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、課税される所得金額0円及び所得税等の確定納税額マイナス1万8228円を超える部分を取り消す。
- 3 魚津税務署長が控訴人に対して平成27年9月30日付けでした、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、課税される所得金額0円及び所得税等の確定納税額マイナス9万8349円を超える部分を取り消す。
- 4 魚津税務署長が控訴人に対して平成27年9月30日付けでした平成26年分の所得税及び

復興特別所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

- 5 魚津税務署長が控訴人に対して平成28年6月16日付けでした、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、所得税の確定納税額マイナス5万3182円を超える部分を取り消す。
- 6 被控訴人は、控訴人に対し、30万円及びこれに対する平成27年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 7 訴訟費用は、1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要（以下、略称は原判決のそれによる。）

- 1 本件は、控訴人が、本件各年分の所得税等の確定申告において、本件社債に係る本件損失について、上場株式等の譲渡により生じた損失とみなされ、利子所得、配当所得又は株式等の譲渡所得と損益通算し、損益通算しきれなかった金額を繰越控除することができるとして、その旨の申告をしたところ、魚津税務署長から、措置法の規定上、本件各年分の所得税等の課税標準額の計算において本件損失の損益通算及び繰越控除は認められないとの見解のもとに、本件各処分を受けたことから、本件各処分が違法であると主張して、その取消しを求めるとともに、違法な本件各処分により精神的苦痛を受けたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料30万円及びこれに対する平成27年6月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

原審が、本件各処分は適法であり、国家賠償法1条1項の適用上違法とは評価されないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が本件控訴を提起した。

- 2 関係法令の定め、前提事実、本件各処分の根拠と適法性についての被控訴人の主張、並びに争点及び争点に対する当事者の主張については、原判決別紙1を別紙1に改め、下記（1）のとおり、原判決を加除訂正し、（2）のとおり、当審における被控訴人の補充主張及び控訴人の認否を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第2の1、2、第3及び第4記載のとおりであるから、これを引用する。

（1）原判決6頁23行目の「原告が」から7頁2行目の「当たるか」までを「本件社債に係る本件損失については、平成25年法律第5条による改正前の租税特別措置法（以下「旧措置法」という。）ではなく、同改正後の租税特別措置法（以下「新措置法」という。）が適用され、損益通算及び繰越控除することが認められるか」と改め、同7頁8行目の「改正法附則」から12行目までを削り、同17行目の「旧措置法」の前に、「なお、」を加える。

（2）被控訴人の当審における補充主張及び控訴人の認否

（被控訴人）

株式等の譲渡益は、昭和63年12月の税制改革により、それまでの原則非課税から原則として課税するものとされ、株式等の譲渡損失について、株式等の譲渡以外の所得との間で損益通算することは認められていなかった（措置法37条の10第1項）が、平成20年度の税制改革により、金融所得課税の一体化を図るために、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得を損益通算及び繰越控除することが認められ（旧措置法37条の12の2第1項）、平成25年度の税制改革により、公社債等の譲渡益も株式等と同様に課税の対象とされ（新措置法37条の11第1項）、公社債等の譲渡損失についても、平成28年1月1日から損益通算及び繰越控除をすることを認める旨の定めが施行された（新措置法37条の12の2第1項、改正法附則1条6号ハ、46条）。

以上のとおりであるから、平成25年2月28日に生じた本件社債に係る本件損失について、平成25年分、平成26年分、平成27年分の各所得税において、課税標準の計算上損益通算及び繰越控除をすることは許されない。

(控訴人)

被控訴人の主張は争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の請求は理由がなく、本件控訴は棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおりである。

(1) 認定事実については、原判決の「事実及び理由」第5の1記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 措置法の改正経緯

ア 所得税法における損益通算及び繰越控除に関する定めは次のとおりである。すなわち、所得税について、所得を10種類に分けて、各種所得ごとにその金額を計算し(所得税法21条1項1号)、これを総合して課税標準となる総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する(所得税法22条1項)ところ、総合所得税の建前から、所得税法69条1項は、この課税標準の計算において、損益通算として、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上損失が生じるときは、その損失をその他の各種所得の金額から控除する旨を定め、同法70条1項は、純損失の繰越控除として、過去3年間に生じた純損失がある場合は、純損失に相当する金額を総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する旨を定める。

イ 株式あるいは公社債に係る損益通算及び繰越控除の適用については、措置法で規定され、その改正経緯は、次のとおりである。

(ア) 平成20年法律23号による措置法の改正以前

株式等の譲渡による所得(譲渡益)は、昭和63年12月の税制改革により、原則として、他の所得と分離して、譲渡益の金額に比例した税率で課税されることになり(措置法37条の10第1項前段)、株式等に係る譲渡所得等の計算上生じた損失(譲渡損失)は、所得税関係法令の適用については生じなかったものとみなすとされた(同項後段)。そのため、平成20年法律23号による改正前までは、株式等の譲渡損失について他の所得との間で損益通算することは認められていなかった。

また、利子所得は、他の所得と分離して、一律に比例した税率で課税することとされ(措置法3条)、この税率と同じ税率で源泉徴収を行うこととされており(所得税法181条、182条1号)、利子所得を損益通算の対象とすることは認められていなかった。

(イ) 上場株式等にかかる改正

平成20年法律23号による改正により、平成21年以降に上場株式等の配当等を受けた場合に、旧措置法8条の4第1項の適用を受けようとする旨の確定申告書を提出したときは、配当所得につき、他の所得と分離して、その所得金額に比例した税率で課税されることになった(旧措置法8条の4第1項)。

そして、上記申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失が生じたときは、その損失の金額につき上場株式等の配当等の金額を限度として、損益通算をす

ることが認められ（旧措置法37条の12の2第1項）、損益通算しきれない損失の金額について、翌年以降3年間にわたり、所要の確定申告をした上で、上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得等の金額を限度として、これらの金額から繰越控除することが認められた（旧措置法37条の12の2第6項）。

また、特定管理株式が価値を失ったことによる損失が、所定の事実により生じたときは、株式の譲渡損失が生じたものとみなされ、その損失の金額について同様の損益通算及び繰越控除をすることが認められた（旧措置法37条の10の2第1項）。

#### （ウ）特定公社債にかかる改正

平成25年法律案5号の改正による新措置法においては、特定公社債（国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等の一定の公社債）等の譲渡による所得が課税の対象に加えられる（新措置法37条の11第1項、2項）とともに、損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の範囲に特定公社債等が追加され（新措置法37条の12第1項）、特定公社債等の譲渡損失も損益通算及び3年間の繰越控除の対象にされることになった（新措置法37条の12の2第1項、5項）。

新措置法の施行日は、改正法附則1条柱書本文において、平成25年4月1日とされ、同条柱書但書において、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとされ、その6号において、平成28年1月1日から施行する規定として、新措置法37条の12の2が規定され、改正法附則46条において、新措置法37条の12の2は平成28年分の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税についてはなお従前の例によるとされた。

そして、特定管理株式等（特定公社債を含む。）が所定の事実により株式又は公社債等としての価値を失った場合の損失についても、株式等の譲渡損失が生じたものとみなされ、損益通算及び繰越控除することが認められたが（新措置法37条の11の2第1項）、この規定についても、上記6号において、平成28年1月1日から施行する規定とされ、改正法附則43条において、平成28年1月1日以後に同項に規定する事実が発生する場合に適用するものとされた。

また、平成28年1月1日以降に支払を受ける特定公社債の利子は、源泉分離課税の対象となる利子の範囲から除外され（新措置法3条1項1号）、上場株式等の配当等と同様に申告分離課税の対象になり（新措置法8条の4第1項）、上場株式等の譲渡損失との損益通算及び3年間の繰越控除が認められた（新措置法37条の12の2第1項、2項、改正法附則19条）。

#### （3）争点1について

控訴人は、本件社債に係る本件損失については、新措置法が適用され、本件損失は譲渡損失とみなされ、その損失の金額につき損益通算及び繰越控除することが認められる旨主張する。

しかしながら、原判決第2の3の前提事実及び同第5の1の認定事実によれば、控訴人において、本件社債に係る本件損失が生じたのは、平成25年2月28日と認められるところ、上記（2）のとおり、公社債に係る損益通算及び繰越控除は、旧措置法のもとでは認められず、新措置法において認められることとなったものである。そして、その施行日については、新措置法の改正法附則において、公社債について損益通算及び繰越控除を定

めた規定（新措置法37条の12の2）については、平成28年1月1日とされ、同規定は平成28年分の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税についてはなお従前の例によるとされ、公社債等が所定の事実によりその価値を失った場合の損失について株式等の譲渡損失が生じたものとみなされる規定（新措置法37条の11の2）についても、施行日は平成28年1月1日とされ、平成28年1月1日以後にその事実が発生する場合に適用されるとされたから、公社債について損益通算及び繰越控除を認めた新措置法の規定が、本件社債に係る本件損失に適用されないことは明らかというべきである。

したがって、本件社債に係る本件損失については、措置法の各要件について判断するまでもなく、本件各年分の所得税等の課税標準額の計算において、損益通算及び繰越控除をすることは措置法の定めを反し、許されないというべきであり、控訴人の上記主張は採用できない。

以上のおりであるから、本件各処分は、原判決別紙2記載の「本件各処分の根拠及び適法性」のおり、いずれも適法なものと認められ、控訴人の本件各処分の取消請求はいずれも理由がなく、控訴人の慰謝料請求についても、その余の点を判断するまでもなく理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当である。

2 よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部民事第1部

裁判長裁判官 田中 寿生

裁判官 中野 達也

裁判官細川二郎は差支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官 田中 寿生

(別紙1)

## 関係法令の定め

### 1 所得税法

#### 22条 (課税標準及び総所得金額)

##### 1項

居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金及び山林所得金額とする。

##### 2項

総所得金額は、各種所得の金額の計算の規定により計算した、利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、短期譲渡所得の金額及び雑所得の金額（これらの金額につき同法69条（損益通算）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額並びに長期譲渡所得及び一時所得の金額（これらの金額につき同法69条（損益通算）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額の2分の1に相当する金額の合計額とする。

#### 69条 (損益通算)

##### 1項

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

#### 70条 (純損失の繰越控除)

##### 1項

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年…において生じた純損失の金額…がある場合には、当該純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

##### 4項

1項又は2項の規定は、これらの規定に規定する居住者が純損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出し、かつ、それぞれの後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

#### 92条 (配当控除)

##### 1項

居住者が…配当所得を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額から、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

(各号省略)

#### 120条 (確定所得申告)

##### 1項

居住者は、その年分の総所得金額…の合計額が所得控除の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額…からこれらの控除の額を同法87条2項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして同法89条（税率）の規定を適用して計算した場合

の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、同法123条1項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、その年の翌年2月16日から3月15日までの期間において、税務署長に対し、同条各号に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

（各号省略）

#### 181条（源泉徴収義務）

##### 1項

居住者に対し国内において23条1項（利子所得）に規定する利子等又は24条（配当所得）に規定する配当等の支払いをする者は、その支払の際、その利子等又は配当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

#### 182条（徴収税額）

前条の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

1号 利子等 その金額に100分の15の税率を乗じて計算した金額

2号 配当等 その金額に100分の20の税率を乗じて計算した金額

#### 2 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号。以下「復興特別措置法」という。）

##### 12条（個人に係る復興特別所得税の課税標準）

個人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額とする。

##### 13条（個人に係る復興特別所得税の税率）

個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

##### 24条2項（課税標準の端数計算等）

復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税の確定金額の端数計算については、国税通則法第119条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

#### 3 平成20年4月30日法律案23号による改正前の措置法

##### 3条（利子所得の分離課税等）

##### 1項

居住者…が昭和63年4月1日…以後において支払を受けるべき所得税法23条1項に規定する利子等…については、同法22条及び89条（税率）並びに165条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し100分の15の税率を適用して所得税を課する。

##### 37条の10（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

##### 1項

居住者…が、平成16年1月1日以降に株式等の譲渡…をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法22条、89条及び165条の規

定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する。

この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

## 2項

1項に規定する株式等とは、次に掲げるものをいう。

1号 株式

3号 新株予約権付社債

## 4 平成20年法律第23号による改正後の措置法

### 8条の4（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）

#### 1項

居住者…が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法24条1項に規定する配当等…で次に掲げるもの（上場株式等の配当等）を有する場合において、…この項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、所得税法22条、89条及び165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法92条1項の規定は、適用しない。

（なお、平成20年法律第23号附則32条1項（ただし、平成23年法律第82号による改正後のもの）により、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受ける上場株式等の配当等については、旧措置法8条の4第1項に規定する割合は、100分の7となる。）

#### 2項

居住者…がその年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法22条及び89条又は165条の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は適用しない。

（なお、平成25年政令第169号による改正前の租税特別措置法施行令4条の2第4項により、1項の適用がある場合、所得税法120条1項の総所得金額は、総所得金額及び上場株式等に係る配当所得の金額と読み替えることとなる。）

### 37条の10の2（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

#### 1項

居住者…が有する特定管理株式…が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に規定する事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規



定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

### 37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

#### 1項

確定申告書を提出する居住者の平成21年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、37条の10第1項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

#### 2項

前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者…が、上場株式等の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡…をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう（以下省略）

#### 6項

確定申告書を提出する居住者が、その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を有する場合には、37条の10第1項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

### 37条の15第1項（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例）

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

#### 1号 公社債…の譲渡による所得

## 5 平成25年法律5号による改正後の租税特別措置法

### 3条（利子所得の分離課税等）

#### 1項

居住者…が平成28年1月1日以後に国内において支払を受けるべき所得税法23条1項に規定する利子等で次に掲げるもの以外のもの（源泉徴収を行わないものとして政令が定めるもの（不適用利子）を除く。以下「一般利子等」という。）については、所得税法22条及び89条並びに165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けべき金額に対し100分の15の税率を適用して所得税を課する。

#### 1号 特定公社債

### 37条の11（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

#### 1項

居住者…が、平成28年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による…譲渡所得…については、所得税法22条、89条及び165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る…譲渡所得の金額…として政令で定めるところにより計算した金額に対し、上場株式等に係る

課税譲渡所得等の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する。

この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

## 2項

この条において「上場株式等」とは、株式等のうち次に掲げるものをいう。

1号 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令に定めるもの

11号 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの（以下省略）

## 37条の11の2（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

### 1項

居住者…について、その有する特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債が株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び37条の12の2の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

## 37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

### 1項

確定申告書…を提出する居住者…の平成28年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、37条の11第1項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

### 5項

確定申告書を提出する居住者…が、その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を有する場合には、37条の11第1項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

## ○ 改正法附則

### 1条（施行期日）

この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

6号 次に掲げる規定 平成28年1月1日

ハ 8条中措置法3条の改正規定…8条の4（見出しを含む。）の改正規定、37条の1

0（見出しを含む。）の改正規定、第37条の11及び第37条11の2を削る改正規定、37条の10の2の改正規定、同条を37条の11の2とする改正規定、37条の10の次に一条を加える改正規定…37の12の2の改正規定…37条の15の改正規定（後略）

19条（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

個人が平成28年1月1日前に支払を受けるべき8条の規定による旧措置法3条1項に規定する利子等については、なお従前の例による。

26条1項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置）

旧措置法8条の4第1項の居住者…が平成28年1月1日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

42条（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

旧措置法第37条の10第1項の居住者…が平成28年1月1日前に行った同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

43条（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

新措置法37条の11の2の規定は、同条1項の居住者…の有する同項に規定する特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債につき平成28年1月1日以後に同項に規定する事実が発生する場合について適用し、旧措置法37条の10の2第1項の居住者…の有する同項に規定する特定管理株式又は特定保有株式につき同日前に同項に規定する事実が発生した場合については、なお従前の例による。

46条（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

新措置法37条の12の2の規定は、平成28年分の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については、なお従前の例による。

以上